

平成29年度第1回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

日 時：平成29年9月1日（金）13：00より

場 所：二宮町役場 第1会議室

出席者：二宮町国民健康保険運営協議会委員6名

事務局：健康福祉部長、福祉保険課長、保険年金班長

傍聴者：なし

1. 開会

2. 委嘱状の交付

委嘱状の交付及び自己紹介

3. あいさつ

部長あいさつ

4. 会長の選出

事務局提案による会長推薦を承認

5. 会長あいさつ

会長あいさつ

6. 議事

(1) 平成28年度二宮町国民健康保険特別会計決算（案）について

事務局より内容説明

委員：町の国保が置かれている状況に関心を持って決算の数値を見てみると、歳入歳出差引額が沢山残っているから安心だと言うわけではなく、年度末に県から1億円近い借金をしなければ、なかなかやり繰りが難しい現状であったということだと思います。

委員：税公平性の観点で言えば収納率は100%に越したことはないが、92～93%と言うのが国保における限界にも思えます。

委員：データヘルズ計画は、一人ひとりの医療情報からドクターショッピングやジェネリクスを利用しているかなどもわかる様になり、右肩上がりの医療費の現状分析をすることによって医療費を削減するきっかけや対策を立てることができるとのことだが、具体的には何年度に分析が可能になるのか。

事務局：今年度中に準備・策定し、30年度からの5年計画として今後は見直しを行っていくこととなります。

委員：二宮町の町民の具体的なデータ分析は1～2年先と言うことか。

事務局：結果自体は、平成28年度のものまでを今年度行う形になります。

委員：今年度中に結果が出て、それに対してどの様な対策が立てられるかと言うことになる訳ですか。

事務局：来年度予算に反映させられるものは反映させられるよう、健康づくり課と連携して形にしていきたい。解析途中であっても、上がってきたデータが来年度に間に合う様であれば生かしながらやっていけたらと考えています。

委員：実務で直感的に感じられているものと、そう大きな差はないのではないか。あくまで検証と言うか大きく乖離するとは思えないのですが。

事務局：そうですね。現状では数字や傾向を見て多いものや必要なものに対して、専門職がそこに特化した内容で取り組み削減を目指す形できたものを、より確実にしていくために複数項目から見えてくる重症化予防に向けても期待されています。それをもっと、地域ごとに分けクロス集計させることで見えてくるものを大学などでも研究していると言うことで、3万人位の規模だとやり易いとも聞いています。

委員：共同事業交付金と共同事業拠出金とがあり、だいたい同じ位の金額が動いているがどう言ったものなのか。

事務局：平成30年度から神奈川県が国保の運営をしていくと言う前段階として、本来は各市町村で医療費の全てを賄うところではありますが、統一化に向け県下をならした形で実施している状態のものです。そうしますと、二宮町分として支出した部分に対して神奈川県下ではこれだけの率となるから交付金としてこれだけ出しますと言うものを一部の部分でやっていただいているものになります。

委員：その部分がだいたい同じ位の金額になっていると言うことですか。

事務局：これが同じ位の金額ではなくて、どちらかに偏ってしまった場合については、県支出金の財政調整交付金で調整されるような制度になっています。中味としては、レセプト全てと高額療養費にかかるすべての部分を調整していると言う様なものになります。

委員：支出のパーセンテージだけ見れば結構な割合なので、出たり入ったり何なのかなど。だいたい同じ位の金額だし、県内の医療費で見ていると言うことなのでしょうか。

事務局：県内で、お互いに助け合っているようなイメージです。だから苦しい時には他の苦しくない市町村からもらってきてバランスをとりましょうと。どちらかと言うと歳入の方が多いので苦しい部分を助けてもらっていると言うイメージにはなりません。

委員全員賛成により、内容について了承。

(2) 平成29年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第1号(案)について

事務局より内容説明

委員：平成28年度の9,400万円はどのように処理されるのか。

事務局：ここではまだ処理は発生せず、借入れた翌々年度から精算となるため、平成30年度から5年間で償還していく形になります。

委員：無利子ではあるけれど返さなければならないのなら、余裕があるときに早めに返してしまえば良いのではないか。

事務局：利子はつかないなので焦ることはないと考えています。

委員全員賛成により、内容について了承。

(3) 二宮町国民健康保険税条例の専決処分について

事務局より内容説明

委員：国が言っていることなので変えざるを得ないわけですよね。

事務局：変えない理由は何なのかということになってしまいます。

委員：3月31日交付、4月1日施行のため時間的余裕がなくて専決処分と言う仕組みを使って処理して、後で議会へ報告したということですね。

事務局：はい。

国の法律等に則って行うものであるため、報告事項として了承。

(4) 平成29年度国民健康保険の状況について

事務局より内容説明

委員：市町村から県へ運営が移管されることについて、まだまだはっきりわからないため今は色々な心配を各自治体がしている。年が明ければ大よその事がわかるのですか。

事務局：最終的な部分はそうなります。

委員：最終的には県下同一の保険料に改正したいという方向性ではあるにしても、各自治体で格差があり、それをどう一律にしたら良いかには問題点も色々あると思います。今、自治体単位で行っているものを県単位にし、将来的には国で一本化するという考えなのでしょうか。

委員：それは難しいのでは。

事務局：後期高齢者医療は今県単位で行っているのですが、それに近づけたいという所だとは思いますが。ただ難しいのは二宮町では町からの法定外（一般会計からの繰入）を行っていませんが、裕福な所はつぎ込んでしまっているのです、それをどう扱うかが一番難しい問題になってくるだろうと思います。

全国的にも違いがあるので、まずは県単位と言う所が限界なのではないでしょうか。

委員：県から年内に標準保険料率が示されると言うことですが、それを必ず守らなければならないのでしょうか。

事務局：標準保険料率は横並びで比較するための指標・参考のため、それは守らなくても良いものです。結局どうするかと言うと、県から示される納付金を町の課税方式に置き換えてどうしたら良いかを勘案し、最終的には町が判断して税率等を決めていくと言う形になっていきます。

委員：まさに、今年度・来年度と言うのは、国民健康保険が様変わりする過渡期なわけでは

ね。この協議会でも、情報を仕入れながら町民のために考え議論し合う場でありたいですね。

委員：県が変わると二宮町が困ることはあるのですか。

事務局：困らない部分としては、決まった納付金を払えば医療費が急増して不足する様な事になったとしても県が支払いをしてくれると言うメリットはありますが、翌々年の納付金算定時にその分が反映されることとなります。その年度・年度での心配はなくなりませんが、後で調整がされると言うことです。

委員：保険料（税）と言うのは、県内は一律ですよ。

事務局：まだ、色々と市町村間に格差があるのでならないです。

委員：全国的には県で一律にしますと言う所と検討中ですと言う所もあります。

事務局：新聞では、神奈川県は一本化しない方針の6県に入っていますが、これはこのアンケート時点での回答で、実際にはまだ医療費水準と言う部分でも県下の市町村に大きく違いがあるので現状すぐに一本化することは出来ないが、検討はこれからもしていきますと言う状況であるとの説明を受けています。

委員：国保の給付と言うのは、内容は全国一律と考えてよろしいでしょうか。

事務局：サービスは全国一律です。

(5) その他について

次回は、10月27日（金）13時からよろしくお願い致します。

7. 閉会

14時40分 終了